

株式会社商工組合中央金庫が実施する 双葉インターナショナル株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する双葉インターナショナル株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026年2月13日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

双葉インターナショナル株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が双葉インターナショナル株式会社（「双葉インターナショナル」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタンダードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参考した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大企業以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、双葉インターナショナルの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、双葉インターナショナルがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

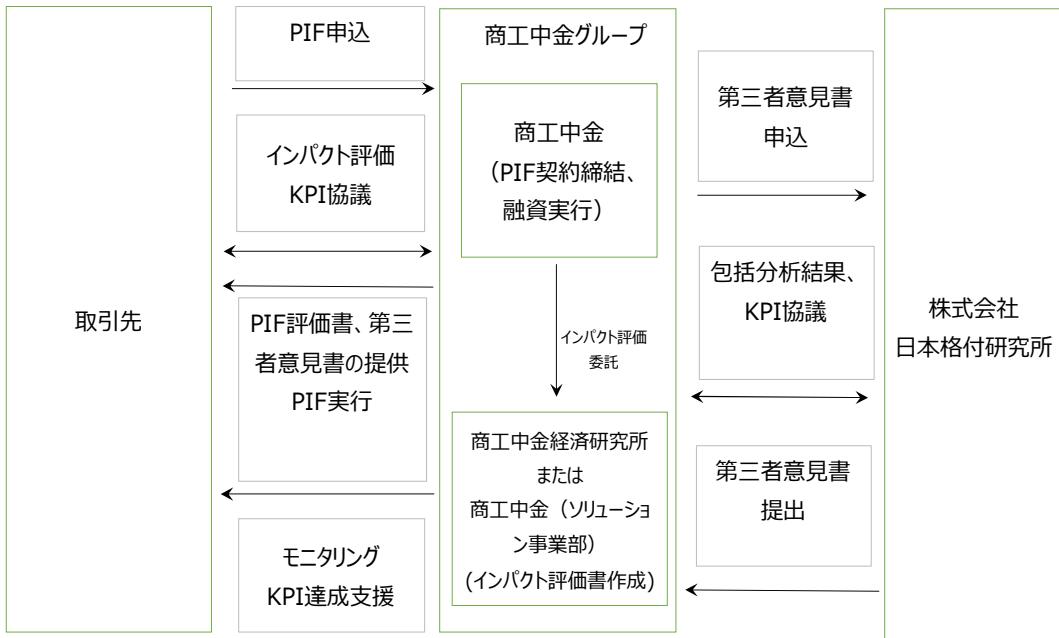
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

価ツールを確立したことを確認した。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方の整合性であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である双葉インターナショナルから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された



ポジティブインパクトファイナンススクワードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

國府田 育伸

國府田 育伸

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススクォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはできません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススクウォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したもので、ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定について何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー

・環境省グリーンボンド外部レビュー者登録

・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

・EU Certified Credit Rating Agency

・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026年2月13日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が双葉インターナショナル株式会社（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大企業以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、行動指針
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	双葉インターナショナル株式会社
借入金額	2,500,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	コミットメント期間 1 年（更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 10 月

2.企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	東京都中央区日本橋人形町 3 丁目 8-1 TT-2 ビルディング 4 階
創業・設立	2002 年 7 月 5 日
資本金	55,000,000 円
従業員数	41 名（2025 年 8 月末現在）
事業内容	車両（自動車・トラック）、建設機械、農業機械、船舶、医療機器、理化学機器等の輸出入・販売
主要取引先	（販売先） JICS ほか （仕入先） いすゞ自動車（株）、コベルコ建機（株）、日立建機（株）、日産トレーディング（株）、三菱ふそうトラック・バス（株）ほか

【業務内容】

- 当社は、車両、建設機械、農業機械、船舶、医療・理化学機器、プラント、X線機器などの輸出を中心に、東南アジアやアフリカなどとの貿易やODA（政府開発援助）等に取り組んでいる事業者である。

➤ 乗用車

一般的な乗用車やピックアップトラックなどに加えて、特殊用途に対応した車両提供ができることが当社の強みである。緊急時の人命救助を支える救急車、医療サービスを広く届ける回診車、公共の安全を守る警察車両など、社会や地域のインフラを支える特殊車両を幅広く取り扱っている。

これらの車両は単なる移動手段ではなく、現場ごとのミッションを果たすため、特別な架装や仕様が求められるものであり、当社は、高い技術力と豊富な経験をもとに、各国・各地域のニーズに最適なソリューションを提供している。

(納入実績)

- 2018年：ベトナムへ181台の警察車両を納品（コマーシャル部門¹）
- 2021年：ベトナムへ169台のパトカーを納品（コマーシャル部門）
- 2021年：タジキスタンへ95台の救急車を納品
- 2021年：ペルーへ95台の救急車を納品
- 2023年：フィリピンへ17台のワクチン輸送車を納品
- 2023年：モンゴルへ24台の救急車、30台の無線通信車両を納品



(出所：当社ホームページ)

➤ トラック

塵芥車、給水車、土木工事や建設現場で活躍するダンプトラックなど、社会のさまざまな場面で欠かせないトラックをベースとする特殊車両の分野に幅広く対応している。

これらの車両は、それぞれの役割に応じた高度な設計とカスタマイズが求められるため、当社の経験とノウハウが活きる分野である。各市場のニーズに合わせた最適な仕様で車両を提供し、社会のインフラと安全を支える一助となっている。

¹ ODAではなく、各国省庁が入札案件を公表したものに対して販売したものを当社内でコマーシャル部門と区分しているもの。各国省庁の出先機関が契約主体となる。

(納入実績)

- ・2014～2024年:日本トラックメーカーと協業し、スーダンへ10年間で140台の塵芥車を納品
- ・2017年:タジキスタンへ40台の道路修理関連トラック(ダンプトラック等)を納品
- ・2019年:国連タンザニア案件にて230台の電力網拡張用トラックを納品(コマーシャル部門)
- ・2019年:ベトナムへ110台の輸送トラックを納品(コマーシャル部門)
- ・2019年:ヨーロッパメーカーと協業し、パレスチナに98台の塵芥車を納品
- ・2023年:モルディブへ78台のカーゴトラックを納品



(出所:当社ホームページ)

➤ 建機

地盤を整えるブルドーザー、土砂の掘削に用いられるエクスカベーター、狭い現場で活躍するバックホー、舗装や地盤固めに欠かせないローラー、路面を均すグレーダーなど、建築や土木作業に欠かせない多種多様な建設機械を取り扱っている。

(納入実績)

- ・2018年:タジキスタンへ80台のエクスカベーター、ホイールローダー等を納品
- ・2022年:ホンジュラスへ11台のエクスカベーターを納品
- ・2023年:東ティモールへ15台のエクスカベーター、ホイールローダー、ブルドーザー等を納品



(出所:当社ホームページ)

➤ 農機

田畠の耕作に必要なトラクターやロータリー、効率的な収穫を可能にするコンバインやハーベスター、種まきや散水、肥料散布を行う専用機械など、多岐にわたる農機を提供し、持続可能な農業の実現をサポートしている。

(納入実績)

- ・2024年：コートジボワール向けに20台の農業用トラクターを納品
- ・2024年：モーリタニア向けに13台の農業用トラクター、ロータリーカルチベーター、ポテトハーベスター、ポテトプランター等を納品



(出所：当社ホームページ)

➤ 船舶

浚渫作業を支える浚渫船、港湾や河川の整備に用いられる作業船、緊急時の人命救助や水上安全活動に不可欠なレスキュー・ボート、移動手段として需要の高いモーターボートなど、多様なニーズに応える船舶を取り扱っている。

(納入実績)

- ・2014年：マラウイ向けに浚渫船を1隻納品
- ・2024年：マダガスカル向けに高速艇を5隻納品
- ・2024年：ミクロネシア向けに12m FRPボートを1隻納品



(出所：当社ホームページ)

➤ 医療・理化学機材

高度管理医療機器取扱業者として、医療機器や理化学機器を幅広く取り扱っている。医療機器では、手術用機器、診断機器、治療機器など最先端の製品を提供し、医療現場での安全性と効率性をサポートしている。また、理化学機器では、研究機関や教育機関、製造業で使用される分析機器や実験装置を提供し、科学研究や技術革新に貢献している。

(納入実績)

- ・2021年：回診用X線撮影装置をモルディブ、ジブチ、ベナンをはじめ計9カ国に納品
- ・2023年：スリランカへGC-MS（ガスクロマトグラフ質量分析計）を納品



(出所：当社ホームページ)

➤ プラント

プラント工事分野においても豊富な経験と実績を誇り、アスファルトプラントをはじめとする多様なインフラプロジェクトに関わってきた。設計から施工、設備の調達・据付工事、そして運用後のサポートまで、幅広いサービスを提供している。特に、現地のニーズに応じた最適なプラント機器の調達や、専門的な技術を持つパートナーとの連携を通じて、高品質なインフラの実現を支援している。

(納入実績)

- ・2018年：タジキスタンへアスファルトプラントを納品
- ・2024年：エチオピアへアスファルトプラントを納品



(出所：当社ホームページ)

➤ X 線機器

空港をはじめとする公共施設における X 線検査装置の取り扱いにも注力している。迅速かつ高精度な荷物検査が求められる空港セキュリティチェックで、信頼できる X 線機器メーカーと提携し、安全で効率的な検査環境を提供している。

(納入実績)

- ・2020 年：マリ、バングラデシュ、ミクロネシア各国へ X 線荷物検査装置を納品



(出所：当社ホームページ)

➤ 食料

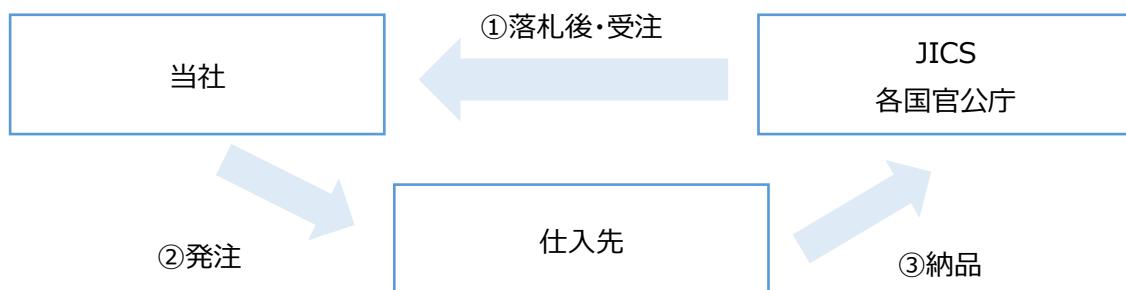
モーリタニア、ブルンジ共和国、マダガスカルなどのアフリカ諸国へ ODA 事業の一環として、食用目的の米穀輸出事業を行っている。アフリカの開発途上国では、気候変動、紛争、経済的脆弱性といった複合的要因が絡み合い、飢餓とカロリー不足が依然と深刻な問題となっている。

当社は人道的な観点からも、食料関連の輸出に積極的に取り組んでいる。

(納入実績)

- ・2024 年：モーリタニア、ブルンジ、マダガスカル、トーゴ、セネガルへ古米を納品

【商流図】



- ODA 案件に対応する場合（当社呼称：ODA 部門）と納入先の各国官公庁と直取引を行う場合（当社呼称：コマーシャル部門）とに大別される。
- ODA 部門はプロジェクト規模が大きい複数年度予算案件と比較的プロジェクト規模の小さい予算案件に分かれ、複数年度予算案件は相手国政府が契約相手（海外売上）となり、単年度予算

は JICS が契約相手（国内売上）となる。また、相手国政府が契約相手となった場合でも、日本国政府がプロジェクト完了確認後、支払いを行うことから販売代金の回収懸念はない。

尚、2025 年 6 月期の海外売上比率は約 35% で、そのうち約 85% がベトナム向けの売上となっている。

- コマーシャル部門は、各国官公庁や自治体が行う入札案件に参加し、商品販売を行う（海外売上）。契約相手は、各国省庁の出先機関となり、同機関が L/C²を発行後、商品納入を行う。

【事業拠点】

拠点名	住所	従業員数
Futaba Co.,Ltd. カンボジア独立法人	No. 9BIS, St.273, Sangkat Toul Sangke1, Khan Russy Keo, Phnom Penh, Cambodia.	20 名
ハノイ駐在員事務所	6th floor, 208 Xa Dan 2, Dong Da Ward, Ha Noi, Vietnam.	2 名
MIZUHO INTERNATIONAL P.T.E.シンガポール	41 Cambridge Rd 03-24, Singapore 210041	1 名
ミャンマー駐在員事務所	Bogyoke Aung San Road, No. 339, Room No. 501, 5th Floor, Sakura Tower, Kyauktada Township, Yangon Region, Myanmar	1 名
キルギス駐在員事務所	Bishkek city, Turusbekova str 109/1, Business Center Maximum, Office 505/5	2 名
ドバイ独立現地法人	BCW no. Cowork08, Jafza One Jebel Ail Free Zone	1 名
タジキスタン支店	Dushanbe city, Shohmansur District. Ayini St. 57, Room N.32	3 名
ヨルダン駐在員事務所	16 Aref Anabtawi St, Shmeisani, Amman, 11183 Jordan	2 名
モザンビーク駐在員事務所	Av. Ahmed Sekou Toure, n.º 1126, 16º andar, Polana, Cidade de Maputo, na República de Moçambique,	1 名
トルコ駐在員事務所	SÜMER MAH.2482/2 Sk Sky City B Block No. 4/1/26 Merkezefendi/Denizli, Turkey	1 名

² Letter of Credit (信用状)。貿易取引において輸入者の信用を補完するために銀行が発行する支払い保証書。輸出者側にとって、代金回収のリスクが低減される。

【沿革】

2002年7月	双葉インターナショナル有限会社を設立
2002年8月	Futaba Co.,Ltd. カンボジア独立法人を設立
2002年9月	双葉インターナショナル株式会社に組織変更
2003年12月	ハノイ駐在員事務所を設立
2006年8月	MIZUHO INTERNATIONAL P.T.E.シンガポールを設立
2007年5月	資本金を 55,000,000 円に増資
2013年8月	ミャンマー駐在員事務所を設立
2014年11月	キルギス駐在員事務所を設立
2015年10月	国際物流における貨物の輸送を手配・管理するフォワーダー業務を営むことを目的に、双葉ロジスティクス株式会社を設立
2018年7月	ドバイ独立現地法人を設立
2018年9月	タジキスタン支店を設立
2019年9月	ヨルダン駐在員事務所を設立
2023年11月	モザンビーク駐在員事務所を設立
2024年4月	トルコ駐在員事務所を設立

2.2 業界動向

■ ODAについて

- ODAとは

開発途上国の経済発展を支援することを一般に「経済協力」と呼んでいるが、これは開発途上国への資金の流れという観点から、政府開発援助（Official Development Assistance: ODA） 、その他の政府資金（Other Official Flows: OOF） 、民間資金（Private Flows: PF） 、民間非営利団体による贈与に分類できる。

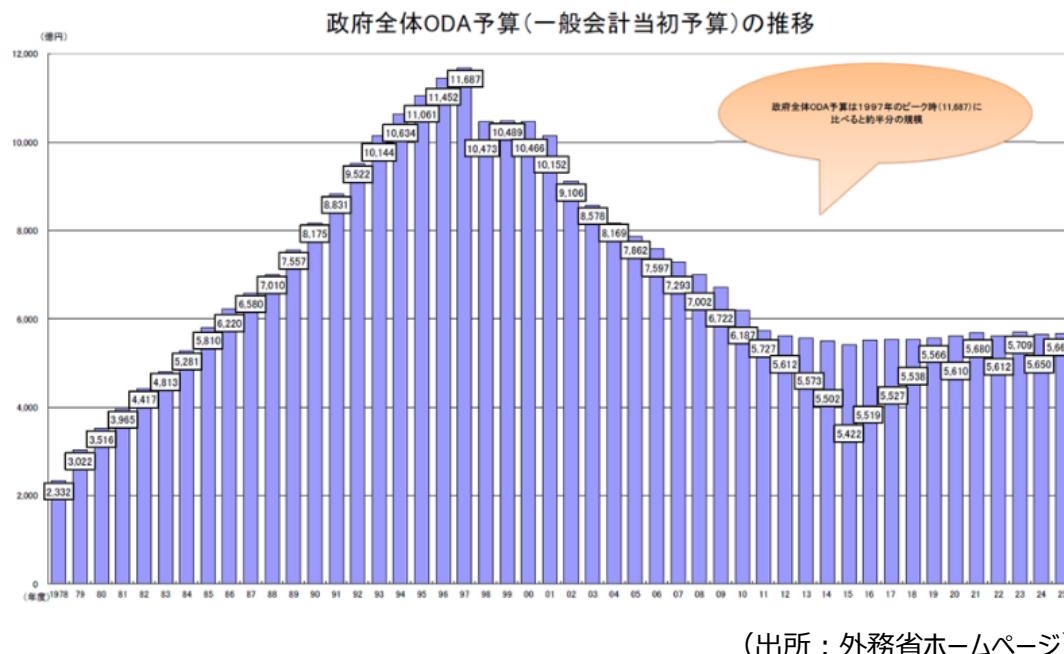
このうち ODA とは、次の 3 つの要件を満たす資金の流れを指す。

- ① 公的機関またはその実施機関によって供与される
- ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的とする
- ③ 讓許的性格を有する（有償資金協力の場合、貸付条件（金利、償還期間等）が受取国にとって有利に設定されている）

ODA には、開発途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助がある。二国間援助は、贈与と政府貸付等に分けることができ、贈与には無償資金協力と技術協力がある。

- 日本の ODA 予算の推移

政府全体の ODA 予算の推移としては、ピークは 1997 年度の 11,687 億円となったのち、減少しており、2025 年度は 5,664 億円とピーク時の約半分になっている。



■ JICA と JICS について

JICA（国際協力機構）と JICS（国際協力支援センター）は、どちらも日本の国際協力に関わる組織であるが、役割や機能が異なる。当社の ODA 関連事業は JICS が窓口となる。

- JICA (Japan International Cooperation Agency)

設立目的	日本政府の ODA（政府開発援助）を実施する中核機関
主な業務	技術協力（専門家派遣、研修員受け入れなど） 有償資金協力（円借款） 無償資金協力（インフラ整備など） ボランティア派遣（青年海外協力隊など）
特徴	政策立案から実施までを担う「実施機関」であり、プロジェクトの企画・設計・評価なども行う

- JICS (Japan International Cooperation System)

設立目的	JICA などが実施する ODA 事業の調達・契約管理を専門に行う支援機関
主な業務	調達代理、契約管理（機材・資材の購入、建設工事の契約など） プロジェクト管理支援（進捗管理、報告書作成など） 入札・契約の透明性確保
特徴	JICA や外務省から委託を受けて、裏方として ODA 事業を支える役割

2.3 企業理念、行動指針

【企業理念】

企業理念
夢への挑戦 次世代への架け橋 Achieving a Dream
経営理念
信義誠実 Sincerity and good faith

【行動指針】



(出所：当社ホームページ)

2.4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ 環境保全への取り組み

● ISO14001 認証の継続取得

当社は環境マネジメントシステムとして、2019年10月にISO14001認証取得をし、以降、認証の継続取得をしている。同認証の対象拠点は本社事務所とし、自社内の活動として大きく3つの実施事項に分かれている。

1. 気候の安定性に対する取り組み

節電に取り組むことで電気使用量の削減に取り組んでいる。また、書類の空輸時には、DHLオプショナルサービスメニューである＜Go Green Plus＞を選択し、持続可能な航空燃料による低排出輸送サービスを利用している。

2. 資源の効率的な活用

コピー用紙の利用枚数の管理と共に、裏紙の使用などによる使用量の削減に取り組んでいる。

(2023年度コピー用紙使用量) 440,980枚

(2024年度コピー用紙使用量) 427,558枚

3. 廃棄物の適切な処理

各種法令に則り、廃棄物の適切な分別と処理に取り組んでいる。

なお、当社の取扱製品は、主として車両や機械器具、古米といったものであることから、輸送時における過剰な梱包は行っていない。

認証取得後も、幹部社員にISO内部監査員養成コースの研修受講をしてもらうなど、継続的な運用を行い、PDCAサイクルを確実に実施している。

● CO2排出量削減の取り組み

当社の商品輸送については、全て外注委託しており、自社で商品の保管や輸送を行っていない。商品輸送にあたっては、倉庫・工場から港湾へ直送することを基本とし、最短の移動距離とすることでCO2排出量の削減に取り組んでいる。

また、相手国での荷下ろし後についても、鉄道での輸送を原則とし、相対的にCO2排出量の少ない輸送手段を選択している。

● 燃料事情に応じた最適な車両選定

開発途上国の燃料は不純物が含有されていることがあり、単純に環境性能の高い車両を納入しても、不純物による車両内部のエンジントラブルが頻発し、車両そのものが使えなくなってしまうため、納入先の国ごとの燃料事情を勘案したうえで車両選定する必要がある。

その中で、トラックなどの環境対応基準も、EURO II～VIと様々にあるが、環境への配慮をしながら、輸出国の燃料事情を勘案した最適な車両を納入している。

また、当社の取り扱う車両は全て新車であるため、取扱車両自体のエネルギー効率が比較的高い車両となる。

- 適正な廃棄物処理への取り組み

開発途上国に対して、塵芥車の納入を行っている。開発途上国においては、ゴミ収集のシステムが機能していないことが多い、町中にゴミが散乱している状態にある。当社の納入した塵芥車は町中のゴミを収集し、焼却処分場などの中間処理施設まで運送している。これによって、町に住む人々の健康と衛生状況の改善を行うと共に、廃棄物の適正処理に貢献している。

【社会面】

■ 労働環境改善への取り組み

- 労働災害事故発生件数ゼロへの取り組み

当社は 2020 年 6 月期以降、労働災害事故が発生していない。卸売業という特性上、製造業と比較すると労働災害事故は発生しにくい労働環境にあること、また、公共交通機関の利用を促すことで、交通事故などの重大な事故が発生しないようにしている。

開発途上国への海外出張が必要なことも多いが、社内での徹底的な安全講習を行うこと、宿泊ホテルについても社員の安全を第一に必ず 5 つ星ホテルとすることや、女性 1 名での海外出張は行わず、必ずボディーガード役となる男性を同行させるなど、長年の経験に基づいた安全管理を行っている。引き続き社内での安全管理に対する危機意識を高めることで、労働災害事故発生件数ゼロとし、維持する。

- 賃金アップの取り組み

当社の平均月額給与は 600 千円（2025 年 6 月期）であり、業界平均である卸売業・小売業平均 343.6 千円（出所：厚生労働省 令和 6 年賃金基本構造基本統計調査）と比較して高い。賃金水準を業界以上の水準として、健康・安全で働きやすい環境や、ゆとりと豊かさを感じられる働きがいのある職場を目指している。また、賃金水準は同業界並み以上と認識しているが、毎年 3% 以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。

■ ワークライフバランスへの取り組み

当社は社会保障を完備しており、従業員に提供している。また、法律に則り、非正規労働者に対しても福利厚生を提供している。働き方についても、時短勤務や 1 時間単位の時間休暇制度などの労働環境整備も行っており、柔軟な働き方に対応している。

- 時間外労働時間短縮の取り組み

時間外労働の上限規制にかかる法令は遵守されており、従業員 1 人当たりの月間時間外労働時間は 19 時間（2025 年 6 月期）と卸売業・小売業平均 11.3 時間（出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査令和 6 年分結果確報 第 2 表 月間実労働時間および出勤日数 一般労働者）を上回っている。ODA の入札時期など、一時的な時間外労働は発生してしまうことになるが、36 協定に基づき適切に管理されている。

- 有給休暇取得推進の取り組み

当社の年間休日は 120 日と国内企業平均 112.1 日（出所：厚生労働省令和 6 年就労条件総合調査）を上回っており、有給休暇取得日数は 11 日（2025 年 6 月期）と卸売業・小売業平均取得日数 10.1 日（出所：厚生労働省令和 6 年就労総合調査）と比較して上回っている。社内で有給休暇取得推奨日などの設定を行い、メリハリの効いた働き方となるようにしている。また、対象者への基準日より 1 年以内に 5 日以上の有給休暇を取得させる等の有給休暇にかかる法令は遵守されている。

■ 人材育成の取り組み

- 資格取得支援の取り組み

当社は、業務上必要となる資格の取得支援に取り組んでいる。具体的には、貿易実務検定 B 級、KPI 監査士初級試験の受験時の受験料を全額会社負担としている。

今後は従業員が自らの成長意欲を喚起し、知識やスキルを高める支援として、会社としてはエンゲージメントや定着率の向上につなげるために、自己啓発の仕組みをより整備していく。

具体的には、2026 年 3 月より貿易実務検定 C 級、A 級、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ポルトガル語にかかる検定試験の受験時の受験料を全額会社負担とするものとして追加する。また、制度拡大時には朝礼や社内会議にて周知し、制度利用者の増加を促す。

- 社内研修制度の充実

当社は、従業員の学びの機会を積極的に提供しており、会社が全額費用負担し、下記の研修を開催している。

（研修実施状況）

研修名	対象者	目的
コンプライアンス研修	全社員	コンプライアンス意識の維持・向上
サイバー犯罪対策研修	全社員	機密情報の漏洩防止
フランス語研修	全社員	語学スキルの向上
貿易実務研修	全社員	業務スキルの向上

（出所：当社提出資料）

■ 雇用機会創出の取り組み

- 事業拡大に伴う雇用増

当社は経済協力企業年鑑（経済情報研究所出版）によると、2018 年度以降、商社における無償援助受注業者別契約額 1 位を連続している。また、受注額が大きいこと自体が ODA への貢献になると想定しており、今後も、商社における無償援助受注契約額 1 位を目指す。

ODA の入札にあたっては、非常に煩雑で専門的な知識も必要となることから、対応できる社員の拡充は必要不可欠であり、当社としても事業拡大に向けて雇用人数を増加させていく意向である。

【社会経済面】

■ 零細・中小企業との価値共創

当社は輸出商社であり、商品の仕入・製造、通関業務、輸送に至るまで外部の中小事業者と共に独自のエコシステムを構築している。例えば、車両の輸出にあたっては、車両本体は大手車両メーカーからの購入になるが、その後の架装、通関業務、輸送に至るまで中小企業との取引となり、先数ベースで考えると取引先の約 80%程度が零細・中小企業との取引となっている。

引き続き当社も業容拡大を図っており、当社の事業成長自体が、零細・中小企業の成長に繋がると考えている。

【社会面】および【社会経済面】

■ 開発途上国支援の取り組み

当社は経済協力企業年鑑（経済情報研究所出版）によると、2018 年度以降、商社における無償援助受注業者別契約額 1 位を継続している。ODA の受注は入札となるため、企業側で任意に取扱商品の選定は出来ないものの、受注額が大きいこと自体が ODA への貢献になるとを考えている。

今後も、商社における無償援助受注業者別契約額 1 位に向けて、下記の取り組みをより強化する。

1. 入札要件の徹底理解と適合性の確保

公募要領や仕様書を細部まで確認し、技術要件・納期・品質基準を満たす提案を作成する。

過去の落札案件を分析し、評価基準（価格、技術力、納期、実績）を把握する。

2. 実績と信頼性の強調

ODA 案件では過去の類似プロジェクト実績が重視されるため、提案書に「納入実績」「現地対応力」「アフターサービス体制」を明確に記載する。

3. コスト競争力 + 付加価値の提示

単なる低価格ではなく、ライフサイクルコスト削減や現地メンテナンス支援など、総合的な価値を提示する。

4. 現地ネットワークの活用

現地パートナーや代理店との連携で、物流・設置・保守体制を強化する。

入札前に現地政府や関係機関との情報収集を行い、ニーズを把握する。

5. 提案書の質を高める

明確な構成・図表・写真を使い、視覚的にわかりやすい資料を作成する。

国際標準（ISO、JICA ガイドライン）に沿った表現で信頼性をユーザーおよび施主に対して、アピールする。

6. 調達機関との関係構築

JICA や国際機関のセミナー・説明会に参加し、最新の調達方針を把握する。

入札前の質問期間を活用し、仕様の不明点をクリアにする。

7. リスク管理とコンプライアンスを明記する

為替変動、輸送遅延、現地政治リスクへの対応策を調達機関に対する提案書に盛り込む。

贈収賄防止や透明性確保の方針を明記し、信頼性を高める。

なお、開発途上国への具体的な取り組み実績は、以下の通りである。

● **食料供給の取り組み**

2025 年の国連報告書「世界の食料安全保障と栄養の現状（SOFI2025）」によると、世界全体では飢餓人口が減少傾向にあるものの、アフリカでは逆に増加が続いている。2024 年時点で、アフリカでは人口の約 20%が飢餓に直面しており、2030 年までに慢性的な栄養不足に陥る人々の約 60%がアフリカに集中すると予測されている。

また、2025 年 10 月 JICA ナレッジ・レポート No.14 によると、アフリカの食料安全保障上で特に重要性が高まっているのが米であり、アフリカの主要食糧作物の中でも米の需要の伸びが顕著に高いといわれている。

当社は、モーリタニア、ブルンジ共和国、マダガスカルなどのアフリカ諸国へ ODA 事業の一環として、食用目的の米穀輸出事業を行っている。米穀については、日本政府が保有する古米³を輸出している。

● **移動手段提供の取り組み**

一般的な乗用車やピックアップトラックなどに加えて、移動手段として需要の高いモーターボートなど、多様なニーズに応えている。

社会インフラを整備するためには建機だけでなく、人が作業して初めてインフラ整備が進むものである。特に当社の納入するピックアップトラックは、人と工事資材を同時に移動させることができるのであるため、効率的な輸送システムとして非常に重宝されている。また、納入する車両は、全て新車であることから交通安全面においても現状求められる水準を満たした車両となる。

● **社会インフラ整備への取り組み**

当社は一般的な乗用車にとどまらず、特殊用途に対応した車両提供ができることが当社の強みである。緊急時の人命救助を支える救急車、医療サービスを広く届ける回診車、公共の安全を守る警察車両など、社会や地域のインフラを支える特殊車両を幅広く取り扱っている。

また、建機、農機、船舶、更には、高度管理医療機器取扱業者として、医療機器や理化学機器を幅広く取り扱っている。医療機器では、手術用機器、診断機器、治療機器など最先端の製品を提供し、医療現場での安全性と効率性をサポートするなど、多岐の業界にわたって、社会インフラの整備に関連する輸出をしている。

³ 日本国内では、食用目的の遺伝子組み換え米の商業栽培は行われておらず、流通も認められていない。そのため、米の輸出において遺伝子組み換え生物の繁殖懸念は無い。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会 (個人のニーズ)		
紛 争	現代奴隸	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済 (人間の集団的ニーズ)		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境 (プラネタリーバウンダリー)		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄 : ポジティブ増大 青 : ネガティブ緩和 緑 : ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	4510 自動車の販売 4620 農産物原料及び生体の卸売 4659 その他機械器具の卸売
分析対象国	日本 : 2025 年 6 月期の JICS が契約相手となる国内売上は約 65% であるため、分析対象国とした。 ベトナム : 2025 年 6 月期の海外売上比率は約 35% で、そのうち約 85% がベトナム向けの売上となっているため、分析対象国とした。
カントリーニーズ (ベトナム)	児童労働、情報
ポジティブ・インパクト	食料、移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、食料、賃金、社会的保護、 気候の安定性、水域、大気、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性、食料	➤ 食料供給の取り組み
健康と衛生、インフラ	➤ 社会インフラ整備の取り組み
雇用	➤ 事業拡大に伴う雇用増
賃金	➤ 賃金アップの取り組み
零細・中小企業の繁栄	➤ 零細・中小企業との価値共創
大気、資源強度	➤ 燃料事情に応じた最適な車両選定
廃棄物	➤ 適正な廃棄物処理への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 労働災害事故発生件数ゼロへの取り組み ➤ 時間外労働時間短縮の取り組み ➤ 有給休暇取得推進の取り組み
気候の安定性、資源強度、廃棄物	➤ ISO14001 認証の継続取得
気候の安定性	➤ CO2 排出量削減の取り組み

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 教育	➤ 資格取得支援の取り組み
(ネガティブ) 社会的保護	➤ 社内研修制度の充実
(ポジティブ) 移動手段	➤ 移動手段提供の取り組み
(ネガティブ) 健康および安全性	

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜カントリーニーズ＞

インパクト	特定しない理由
児童労働、情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の主たる輸出国としてベトナムがあることから、児童労働、情報をインパクトトピックとして特定した。ただし、当社の取り扱うベトナム向け商品は主として車両であり、納入先もベトナム政府ならびにベトナム政府関係機関であることから、児童労働やメディアへのアクセスとの関連性はなく、インパクトには特定しない。

＜ネガティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
食料	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の取り扱う商品は日本政府の適切な管理の下にある米であり、不健康な食品、伝染病の蔓延に寄与する可能性のある食品は取り扱っていないことから、インパクトには特定しない。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の賃金水準は業界平均を上回っており、低収入かつ不規則な収入ではないことから、インパクトには特定しない。
水域、大気、生物種、生息地	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商品輸送にあたっては、倉庫・工場から港湾へ直送することを基本に最短の移動距離とし、相手国での荷下ろし後についても、鉄道での輸送を原則としているため、輸送に関連する水質汚染、大気汚染、生態系や生物種の混乱に対しての影響はなく、インパクトには特定しない。 ➤ 当社の取り扱う食品は古米であるが、日本国内では、食用目的の遺伝子組み換え米の商業栽培は行われておらず、流通も認められていない。そのため、遺伝子組み換え生物の繁殖に関連する事業は行っておらず、インパクトには特定しない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定したKPI及びSDGsとの関係性

当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPIという）を設定した。設定したKPIのうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	賃金	
取組内容（インパクト内容）	賃金アップの取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員の平均給与を毎年3%以上引き上げる。 	
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当社の平均賃金は業界平均比較して上回っているが、毎年3%以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。 	
貢献するSDGsターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 

特定したインパクト	健康および安全性、食料、健康と衛生、移動手段、インフラ、大気、資源強度、廃棄物	
取組内容（インパクト内容）	食料供給の取り組み（健康および安全性、食料） 社会インフラ整備の取り組み（健康と衛生、インフラ） 移動手段提供の取り組み（移動手段） 燃料事情に応じた最適な車両選定（大気、資源強度） 適正な廃棄物処理への取り組み（廃棄物）	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● ODA関連輸出商社として、毎期、商社における無償援助受注業者別契約額を1位とする。 	
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注契約額1位に向けて、下記の取り組みをより強化する。 <ol style="list-style-type: none"> 1.入札要件の徹底理解と適合性の確保 2.実績と信頼性の強調 3.コスト競争力+付加価値の提示 4.現地ネットワークの活用 5.提案書の質を高める 6.調達機関との関係構築 7.リスク管理とコンプライアンス方針を明記する 	

貢献する SDGs ターゲット	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	
	2.2	5 歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	
	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	

	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。	
--	------	--	---

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	労働災害事故防止への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎期、労働災害事故発生件数をゼロとし、維持する。 <p>2025 年 6 月期実績：0 件</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社内での安全管理に対する危機意識を高める。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	ISO14001 認証の継続取得		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO14001 認証を継続取得する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 幹部社員に ISO 内部監査員養成コースの研修受講をしてもらうなど、継続的な運用を行い、PDCA サイクルを確実に実施する。 		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容（インパクト内容）	資格取得支援、社内研修制度の充実		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026年3月より貿易実務検定C級、A級、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ポルトガル語にかかる検定試験の受験時の受験料を全額会社負担とするものとして追加する。 		
KPI達成に向けた取り組み	<p>➤ 朝礼や社内会議にて周知し、制度利用者の増加を促す。</p>		
貢献するSDGsターゲット	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2030年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
健康および安全性	時間外労働時間短縮の取り組み 有給休暇取得推進の取り組み	当社の労働時間、休暇に関する点については、法令順守するだけでなく、業務効率と労働時間および休暇取得推進をあわせた運用を総合的に判断し、適切に管理・運用をしているといえることから、KPI を設定しない。
健康および安全性	移動手段提供の取り組み	交通安全面について、現状求められる水準を満たした車両であり、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPI を設定しない。
気候の安定性	CO2 排出量削減の取り組み	商品輸送にあたっては、倉庫・工場から港湾へ直送することを基本とし、最短の移動距離とすることで CO2 排出量の削減に取り組んでいる。また、相手国での荷下ろし後についても、鉄道での輸送を原則とし、相対的に CO2 排出量の少ない輸送手段を選択している。 以上を踏まえ、ネガティブ・インパクトが十分に緩和されていることから、KPI を設定しない。

5. サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むに当たり、代表取締役社長 佐々木純一氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、代表取締役社長 佐々木純一氏を最高責任者、第二部部長代行 中尾文美氏をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 佐々木 純一
(プロジェクト・リーダー)	第二部部長代行 中尾 文美
(事務局)	同上
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカーストフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所
主任コンサルタント 染川 史年

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190